

荒川水系(埼玉県域)の 減災に係る取組の実施状況

令和2年5月28日

荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会

水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「**水防災意識社会 再構築ビジョン**」として、全ての直轄河川とその沿川市町村(109水系、730市町村)において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

<ソフト対策>

- ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

<ハード対策>

- ・「洪水を安全に流すためのハード対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危険管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

主な対策

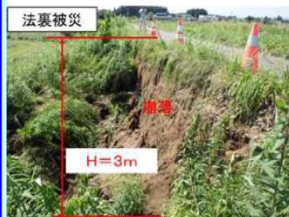
各地域において河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

<危機管理型ハード対策>

○越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進
いわゆる粘り強い構造の堤防の整備

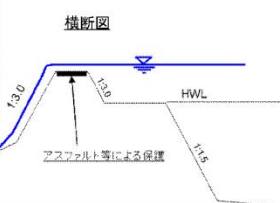
<被害軽減を図るための堤防構造の工夫(対策例)>

法裏被災



H=3m

天端のアスファルト等が、越水による侵食から堤体を保護(鳴瀬川水系吉田川、平成27年9月関東・東北豪雨)



横断面図

1:3.0 1:2.0 HWL 1:1.5

アスファルト等による保護



<住民目線のソフト対策>

○住民等の行動につながるリスク情報の周知

- ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊危険区域等の公表
- ・住民のとりべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
- ・不動産関連事業者への説明会の開催

○事前の行動計画作成、訓練の促進

- ・タイムラインの策定

○避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供

- ・水位計やライブカメラの設置
- ・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供

※ 河川堤防の決壊に伴う洪水氾濫により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域

住民目線のソフト対策

○水害リスクの高い地域を中心に、スマートフォンを活用したプッシュ型の洪水予報の配信など、住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう住民目線のソフト対策に重点的に取り組む。

リスク情報の周知

- 立ち退き避難が必要な家屋倒壊危険区域等の公表
⇒平成28年出水期までに水害リスクの高い約70水系、平成29年出水期までに全109水系で公表



→H29.5に公表

- 住民のとりべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
⇒「水害ハザードマップ検討委員会」にて意見を聴き、平成27年度内を目途に水害ハザードマップの手引きを作成

→H28. 4に公表

- 不動産関連事業者への説明会の実施
⇒水害リスクを認識した不動産売買の普及等による、水害リスクを踏まえた土地利用の促進

事前の行動計画、訓練

- 避難に着目したタイムラインの策定
- 首長も参加するロールプレイング形式の訓練



- ⇒平成28年出水期までに水害リスクの高い約400市町村平成32年度までに全730市町村で策定

避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供

スマホ等で取得



洪水予報等の情報をプッシュ型で配信



自分のいる場所の近傍の情報



- ⇒平成28年夏頃までに洪水に対しリスクが高い区間において水位計やライブカメラを設置
- ⇒平成28年出水期からスマートフォン等によるプッシュ型の洪水予報等の配信を順次実施

→設置済み※

→H29.5開始

※荒川では想定最大規模降雨を前提とした洪水浸水想定区域はH28.5に公表済み

大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方 答申 ～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築～

○行政・住民・企業等の各主体が水害リスクに関する知識と心構えを共有し、氾濫した場合でも被害の軽減を図るための、避難や水防等の事前の計画・体制、施設による対応が備えられた社会を目指す。

○対応すべき課題

➤危険な区域からの立ち退き避難

- ✓市町村・住民等の適切な判断・行動
- ✓市町村境を超えた広域避難

➤水防体制の弱体化

- 住まい方や土地利用における水害リスクの認識の不足
- 「洪水を河川内で安全に流す」施策だけで対応することの限界

○住民目線のソフト対策への転換

これまでの河川管理者等の行政目線のものから住民目線のものへと転換し、利用者のニーズを踏まえた真に実践的なソフト対策の展開を図る

➤円滑かつ迅速な避難の実現

- ・家屋倒壊危険区域等、立ち退き避難が必要な区域を表示するなど、避難行動に直結したハザードマップに改良
- ・広域避難等の計画づくりを支援する協議会等の仕組みの整備
- ・スマートフォン等を活用したプッシュ型の河川水位情報の提供 等

➤的確な水防の推進

- ・水防体制を確保するための自主防災組織等の水防活動への参画 等

➤水害リスクを踏まえた土地利用の促進

- ・開発業者や宅地の購入者等が、土地の水害リスクを容易に認識するため、様々な場所での想定浸水深の表示
- ・不動産関連事業者への洪水浸水想定区域の説明会等の開催 等

○危機管理型ハード対策導入

従来の「洪水を河川内で安全に流す」対策に加え、氾濫した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入する

➤減災のための危機管理型ハード対策の導入

- ・越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進
- ・堤防構造の工夫や氾濫水を速やかに排水するための排水対策等の「危機管理型ハード対策」とソフト対策を一体的・計画的に実施するための仕組みの構築 等

荒川水系(埼玉県域)大規模氾濫に関する減災対策協議会

■ 荒川水系(埼玉県域)大規模氾濫に関する減災対策協議会

- 荒川水系(埼玉県域)においては、埼玉県内の44市町、埼玉県、気象庁熊谷地方気象台、独立行政法人水資源機構、関東地方整備局で構成される減災対策協議会を平成28年5月31日に設立した。
- 平成28年9月28日に「減災に係る取組方針」を策定した。

■ 参加機関

さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、東松山市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、川島町、吉見町、鳩山町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町、埼玉県危機管理防災部・県土整備部、気象庁熊谷地方気象台、独立行政法人水資源機構(荒川ダム総合管理所・利根導水総合事業所)、国土交通省関東地方整備局(荒川上流河川事務所・荒川下流河川事務所・二瀬ダム管理所)



第1回協議会(平成28年5月31日)



第3回協議会(平成29年6月1日)



第5回協議会(令和元年5月27日)



第2回協議会(平成28年9月28日)



第4回協議会(平成30年5月22日)

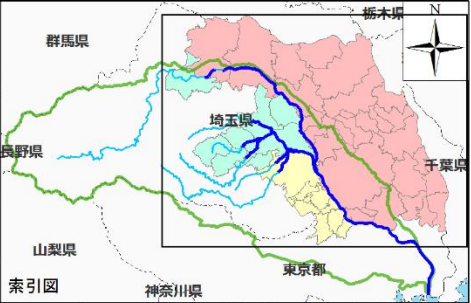
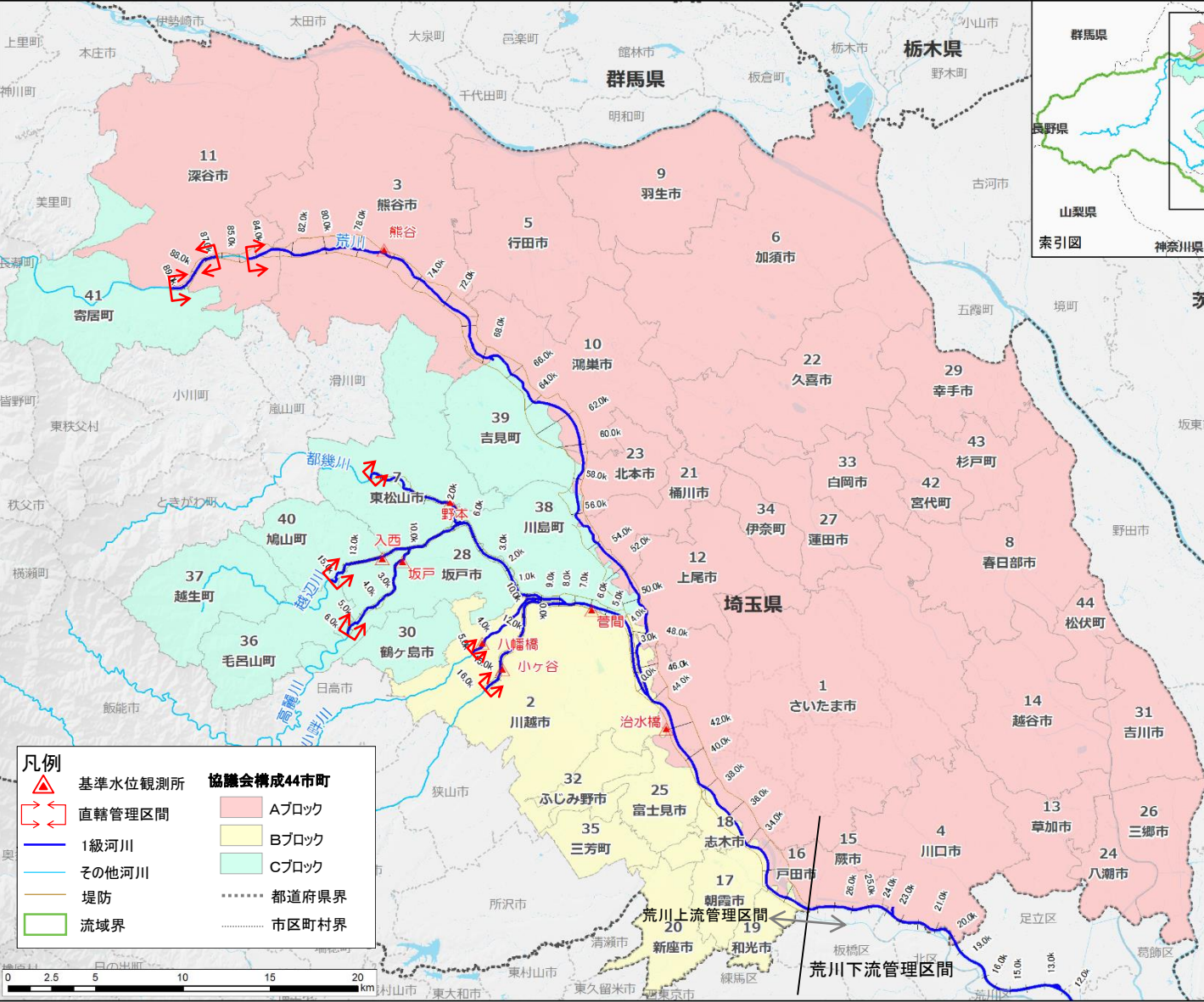


第6回協議会(令和元年11月12・14日)

■ これまでの減災対策協議会

- 第1回協議会【平成28年5月31日】
 - ・協議会規約(案)の承認
 - ・水害リスク情報や取組状況の共有
 - ・減災のための目標(案)について
- 第2回協議会【平成28年9月28日】
 - ・減災に係る取組方針(案)の承認
- 第3回協議会【平成29年6月1日】
 - ・減災に係る取組の実施状況の確認
 - ・今後のスケジュールの承認
 - ・洪水ハザードマップ更新依頼
 - ・水防法の一部改正
 - ・PUSH型洪水情報の配信について
- 第4回協議会【平成30年5月22日】
 - ・減災対策協議会規約および取組方針の見直し
 - ・減災に係る取組の実施状況について
 - ・平成29年台風第21号出水概要
- 第5回協議会【令和元年5月27日】
 - ・減災対策協議会規約および取組方針の改定
 - ・減災に係る取組の実施状況について
 - ・平成30年出水概要
- 第6回協議会【令和元年11月12日・14日】
 - ・台風19号の出水状況、被害状況等について
 - ・規約改正及び部会規約(案)について

減災対策協議会44市町の位置図



減災対策協議会構成市町					
No.	ブロック	市町名	No.	ブロック	市町名
1	A	さいたま市	25	B	富士見市
2	B	川越市	26	A	三郷市
3	A	熊谷市	27	A	蓮田市
4	A	川口市	28	C	坂戸市
5	A	行田市	29	A	幸手市
6	A	加須市	30	C	鶴ヶ島市
7	C	東松山市	31	A	吉川市
8	A	春日部市	32	B	ふじみ野市
9	A	羽生市	33	A	白岡市
10	A	鴻巣市	34	A	伊奈町
11	A	深谷市	35	B	三芳町
12	A	上尾市	36	C	毛呂山町
13	A	草加市	37	C	越生町
14	A	越谷市	38	C	川島町
15	A	蕨市	39	C	吉見町
16	A	戸田市	40	C	鳩山町
17	B	朝霞市	41	C	寄居町
18	B	志木市	42	A	宮代町
19	B	和光市	43	A	杉戸町
20	B	新座市	44	A	松伏町
21	A	桶川市	ブロック		市町数
22	A	久喜市			A 27
23	A	北本市			B 8
24	A	八潮市			C 9
No.	河川名	基準水位観測所名	観測所位置	受け持ち区間	
①	荒川	治水橋	41.6k+290m	28.8k~48.0k	
②	荒川	熊谷	76.4k+130m	48.4k~89.8k	
③	入間川	菅間	5.8k+30m	0.0k~7.8k	
④	入間川	小ヶ谷	14.4k+100m	8.0k~16.0k	
⑤	越辺川	入西	11.6k+35m	-2.0k~15.0k	
⑥	小群川	八幡橋	4.4k+5m	0.0k~5.3k	
⑦	都幾川	野本	1.4k+190m	0.0k~6.6k	
⑧	高麗川	坂戸	0.4k+100m	0.0k~6.4k	

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

○平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。

○具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

(1) 関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

- ① 情報伝達、避難計画等に関する事項
- ・要配慮者利用施設における避難確保：避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
 - ・多機関連携タイムライン：多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成
 - ・防災施設の機能に関する情報提供：ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知 等
- ② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項
- ・防災教育の促進：防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
 - ・共助の仕組みの強化：地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
 - ・住民一人一人の適切な避難確保：マイ・タイムラインの作成等を推進
 - ・リスク情報の空白地帯の解消：ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了 等

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計：災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・円滑な避難の確保：代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ：災害時に画像・映像によるリアルティのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置 等

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進：事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策（大規模事業）」を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化：大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上 等

(3) 被害軽減の取組

- ① 水防体制に関する事項
- ・重要水防箇所の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検
 - ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等
- ② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項
- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
 - ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
 - ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進 等

(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成
- ・排水設備の耐水性の強化：下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施 等

(5) 防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策：人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策：樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策：堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保：ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保：インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備 等

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画について

○設立当初から取り組んできた事項の多くは、5年が経過する**今年度が最終年度**となる。

具体的な取組の柱		目標時期	年度					
			H28	H29	H30	R01	R02	R03以降
事項	具体的取組（県・市町調査項目）							
1) ハード対策の主な取組								
■洪水を河川内で安全に流す対策								
1	・優先的に実施する堤防整備、多数の人命被害が生じる区域の堤防強化対策	R2年度						
2	・橋梁部周辺対策の実施	H28年度から順次実施						
3	・多数の家屋や重要施設等の保全対策等（樹木伐採、河道掘削）	R2年度						
■危機管理型ハード対策								
4	・堤防天端の保護、裏法尻の補強	R2年度						
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備								
4	・雨量・水位等の観測データおよび洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備・拡充（危機管理型水位計やCCTVカメラの設置、監視機能強化、ダム放流警報の耐水化等）	R2年度						
6	・情報伝達手段の改善	H28年度から順次実施						
7	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備及び関係者による共	H28年度から順次実施						
8	・排水機場の耐水化や水門・機場等の遠隔操作を確実に実行する対策（二重化）の実施	H28年度から順次実施						
9	・浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための施設整備および自家発電装置の耐水化等の実施	R2年度						
10	・河川防災ステーションの整備や円滑な水防活動等の活用方策検討、堤防天端上の車両交換場所等の整備	H28年度から順次実施						
11	・広域避難計画に必要な避難場所、避難路の整備	R1年度から順次実施						
2) ソフト対策の主な取組								
①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組								
■的確な避難行動を取るための情報提供								
12	・緊急速報メールによるプッシュ型の洪水予報等の情報発信	H29年度から順次実施						
13	・水位計、ライブカメラ、河川監視用カメラ、水害リスクラインに基づく洪水予報等の情報提	H28年度から順次実施						
14	・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善（水害時の情報入手のしやすさサポート）	H28年度から順次実施						
15	・災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	H28年度から順次実施						
16	・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	H30年度から順次実施						
17	・洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	引き続き実施						
18	・洪水予測や河川水位の状況に関する解説	R1年度から順次実施						
■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成								
19	・氾濫ブロック・区間に応じたきめ細やかな危険水位設定	H28年度から順次実施						
20	・氾濫流の広域拡散を考慮した越水・破堤後を含めた、避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	H28年度から順次実施						
21	・タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	H28年度から定期的に実施						
22	・避難訓練等の実施による避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認及び見直し	R1年度から順次実施						
■浸水リスク情報の周知、避難行動支援								
23	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表及びダム下流部における浸水想定図の作成	H28年度から順次実施						
24	・浸水被害軽減地区指定に向けた箇所の抽出及び情報提供の実施、課題の共有を踏まえ	H30年度から順次実施						

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画について

○設立当初から取り組んできた事項の多くは、5年が経過する**今年度が最終年度**となる。

具体的な取組の柱		目標時期	年度					
			H28	H29	H30	R01	R02	R03以降
事項								
具体的取組(県・市町調査項目)								
2)ソフト対策の主な取組								
■浸水リスク情報の周知、避難行動支援								
25	想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの作成・周知、訓練等への活用及び優良事例の提供(専門家による支援の実施)	R2年度						
26	・広域避難計画の策定、市町村間の協定締結	R2年度						
27	・平常時から住民に水害リスクをわかりやすく伝える「まるごと、まちごとハザードマップ」の推進及び設置事例や活用事例の共有	H28年度から順次実施						
28	・要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練の支援	R3年度						
29	・避難場所の絶対数が不足する地域における既存施設の避難場所としての活用及び民間施設を活用した事例や調整内容、協定の締結等の情報提供	H28年度から順次実施						
30	・応急的な退避場所の確保	R1年度から順次実施						
31	・避難訓練への地域住民の参加促進	R1年度から順次実施						
32	・高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及び要配慮者利用施設等の避難における地域との連携事例の共有	R1年度から順次実施						
33	・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する支援	R1年度から順次実施						
34	・地域防災力の向上のための人材育成	R1年度から順次実施						
■防災教育や防災知識の普及・啓発								
35	・水防災に関する説明会の開催	H28年度から順次実施						
36	・教員を対象とした講習会の実施	H28年度から順次実施						
37	・小学生、中学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有	H28年度から順次実施						
38	・出前講座等を活用した講習会の実施	引き続き実施						
39	・防災施設の機能に関する情報提供の充実	R1年度から順次実施						
②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組								
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化								
40	・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間や重要水防箇所の共同点検	H28年度から定期的に実施						
41	・水防団強化を目的とした、広報の充実(水防団確保)、水防団間での連携・協力に関する検討及び関係機関が連携した実働水防訓練の実施	H28年度から定期的に実施						
	・水防団強化を目的とした、広報の充実(水防団確保)、水防団間での連携・協力に関する検討及び関係機関が連携した実働水防訓練の実施、訓練内容の改善	H28年度から定期的に実施						
42	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進	引き続き実施						
	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進及び具体的な広報の進め方	引き続き実施						
43	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	H28年度から順次実施						
■既設ダムの危機管理型運用方法の確立								
44	・既存ダムの機能を最大限活用する運用方法の検討及び「ダムの柔軟な運用」の運用	H28年度から順次実施						
45	・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	R1年度から順次実施						
③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組								
■排水作業準備計画(案)の作成及び排水訓練の実施								
46	・既存排水施設、排水ポンプ車等を活用した排水作業準備計画の策定、排水作業準備計画の作成(※用語の変更であり、内容は変わらない)	R2年度						
47	・排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施(※用語の変更であり、内容は変わらない)	H28年度から順次実施						

荒川水系(埼玉県域)の減災に係る取組方針【骨子】

■ 荒川水系(埼玉県域)の特徴

- 埼玉県的主要部を貫流し、背後の低平地の市街化が進み人口・資産が集積している。
- 計画断面に対して堤防高・幅が不足している区間があり、支川上流部等では無堤部も存在。(堤防整備率本川約59%、支川約86%)
- ひとたび堤防が決壊すれば、広範囲が浸水し甚大な人的、物的被害が発生するとともに、復旧・復興には多大の費用と時間を要することが想定される。
- 比較的大きな流域を持つ支川入間川が中流部で合流(多数の支川入間川を含めて5河川を直轄管理)。降雨形態により本川型、支川型の洪水となる場合がある。

■ 水害リスクや解決すべき課題

- 氾濫特性としては、荒川本川の入間川合流点下流は「拡散型」であり、合流点上流左岸は「広域拡散型」、右岸は「拡散貯留型」、その他は山付きや支川堤防による「貯留型」の様相を呈している。
- 荒川本川左岸上流の広域拡散型氾濫では、氾濫水は極めて広範囲に時間差をもって広がり、河川に接していない多くの市町が広域にわたり浸水する(想定最大規模の洪水時には1地点の破堤で最大約24自治体が浸水)。
- 貯留型氾濫形態の箇所では、浸水深が深くなるとともに市町によっては全域もしくは広範囲にわたり長時間浸水し、隣接する市町への広域避難が必要な場合も想定される。
- 荒川等の水位が高くなると中小河川の自然流下が困難となり、水位が高い状態が長く続くため内水被害が発生する恐れがある。貯留型氾濫形態の箇所では、氾濫水の排水も容易ではない。
- 近年破堤を伴う大規模氾濫が発生していないため、荒川で水害が発生することの認識が低い。
- 高齢化等による水防団員の減少が顕著である。

■ 5年間で達成すべき目標

荒川水系(埼玉県域)の大規模水害に対し、大規模水害………想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害
逃げ遅れゼロ………避難行動が遅れ人命にかかわるような逃げ遅れをなくす
「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。社会経済被害の最小化・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

■ 概ね5年で実施する主な取組

【ハード対策】

- 優先的に実施する堤防整備、多数の人命被害が生じる区域の堤防強化対策、橋梁部周辺対策の実施(洪水を安全に流す対策)
- 堤防天端の保護、裏法尻の補強(危機管理型ハード対策)
- 危機管理型水位計やCCTVカメラの設置、監視機能強化等
- 排水機場の耐水化や水門・機場等の遠隔操作を確実に実行する対策(二重化)の実施
- 河川防災ステーションの整備や円滑な水防活動等の活用方策検討、堤防天端上の車両交換場所等の整備

【ソフト対策】

① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

- 災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化
- 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実
- 氾濫ブロック・区間に応じたきめ細やかな危険水位設定
- 浸水被害軽減地区指定にむけた箇所の抽出及び情報提供の実施、課題の共有を踏まえた指定
- 広域避難計画の策定、市町間の協定締結
- 平常時から住民に水害リスクを分かりやすく伝える「まるごとまちごとハザードマップ」の推進及び設置事例や利活用事例の共有
- 要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練の支援
- 避難場所の絶対数が不足する地域における既存施設の避難場所としての活用及び民間施設を活用した事例や調整内容、協定の締結等の情報提供
- 教員を対象とした講習会の実施、小学生、中学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有

② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動等の取組

- 水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間や重要水防箇所の共同点検
- 水防団強化を目的とした、広報の充実(水防団確保)、水防団間での連携・協力に関する検討及び関係機関が連携した実働水防訓練の実施、訓練内容の改善
- 既存ダムの機能を最大限活用する運用方法の検討等

③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

- 既存排水施設、排水ポンプ車等を活用した排水作業準備計画の策定
- 排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施

取組の実施状況

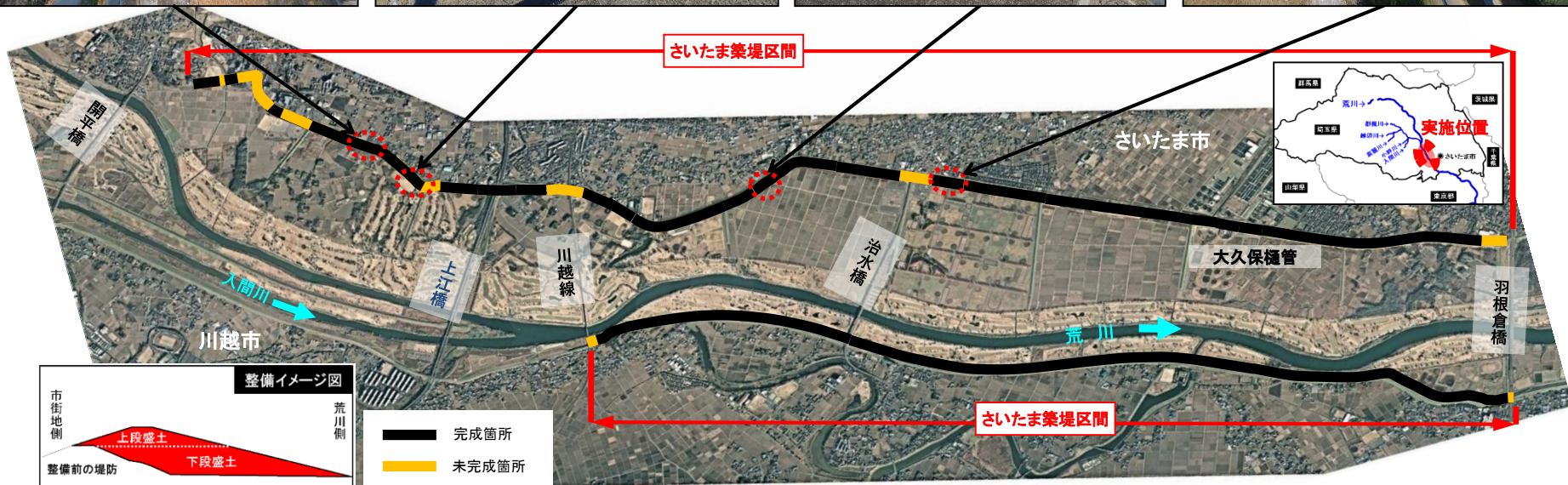
1) ハード対策の主な取組

1) 洪水を河川内で安全に流す対策

- 優先的に実施する堤防整備、多数の人命被害が生じる区域の堤防強化対策【取組1】

- 羽倉橋より上流の堤防の幅、高さが不足している箇所について、堤防整備を実施中。
(さいたま築堤: 上流の開平橋～下流の羽根倉橋までの左右岸堤防)

R1年度工事実施箇所



※さいたま築堤として整備された堤防は、平成30年度より事業化された荒川第二・三調節池の周囲堤として機能。

1) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

・ 情報伝達手段の改善【取組6】

➤ 北本市の事例

- ・防災行政無線のデジタル化が完了(下記写真は防災無線の操作端末)



➤ さいたま市の事例

- ・防災行政無線を市内572か所に整備
- ・防災行政無線の内容をメールで配信するサービスの実施、及びメール登録の推進



➤ 三芳町の事例

- ・自治体が配信する防災情報を、Yahoo!防災速報を通じて指定したエリアの利用者に配信できるサービス。
- ・伝えたい緊急な情報を自治体より直接配信できる機能。



1) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

- ・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備及び関係者による共同点検【取組7】

➤ 戸田市の事例

- ・関係者による共同点検を実施している。
- ・水防資機材については、荒川左岸水害予防組合の水防倉庫(3箇所)に保管しており、今後も新技術を活用した水防資機材を含め、必要に応じて拡充していく。



➤ 幸手市の事例

- ・水防事務組合において水防資機材を整備している。
- ・資機材(発電機)を配備。

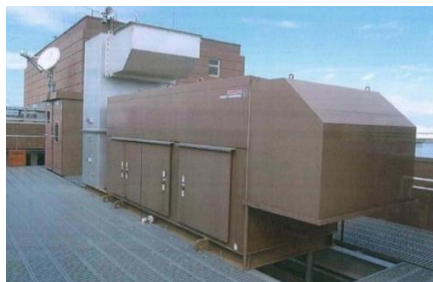


1) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

- ・浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための施設整備
および自家発電装置の耐水化等の実施【取組9】

➤ 戸田市の事例

- ・自家発電装置及び一定程度の燃料タンクを屋上に設置し、浸水対策を実施しているが、地下にある大容量の燃料タンクについて、引き続き検討を行う。



➤ 伊奈町の事例

- ・防災行政無線デジタル化工事に併せ、親局設備に自動発電装置を設置。浸水想定区域外ではあるが、万が一を考慮し基礎を高く設けた。



➤ 幸手市の事例

- ・発電装置を高所に設置。
- ・災害対策本部及び自家発電装置は市役所2階に設置されているので浸水のおそれはない。



1) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

・広域避難計画に必要となる避難場所、避難路の整備【取組11】

➤ さいたま市の事例

- ・市内隣接区への避難を想定した広域避難計画を作成。
- ・荒川氾濫時に区域の大半が浸水する「西区・桜区・南区」においては、隣接区の避難場所を確保。
- ・避難経路については洪水ハザードマップにて周知。

大規模洪水時（荒川）の避難所運営委員会について

避難所の運営について

『原則的には、「被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営する」ことが求められます ～中略～ 避難所運営訓練等の機会を通じて、避難者、地域住民、避難所派遣職員の役割について確認・周知しておきましょう。』【避難所運営ガイドライン(内閣府策定)】

- ・洪水時は、浸水想定区域内にお住まいの方は、区域外の緊急避難場所・避難所へ広域避難。
- ・大規模洪水時(荒川洪水時)は、浸水想定区域外の市内全避難所の開設を想定。

荒川・入間川版洪水ハザードマップ



地震時の避難所運営

避難所が所在する地域周辺の自治会等の方、学校長等の施設管理者、避難所担当職員等からなる避難所運営委員会を平時から組織し運営。

大規模洪水時(荒川)の避難所運営

- ・地震時と同じ避難所運営委員会が開設協力。
- ・浸水想定区域から広域避難した自治会の避難所運営委員会構成員は、避難先の運営委員会に参加。
- ・避難所地域の避難者の状況をみて、地元自治会は広域避難自治会に役割を引き継ぐ。

2) ソフト対策の主な取組

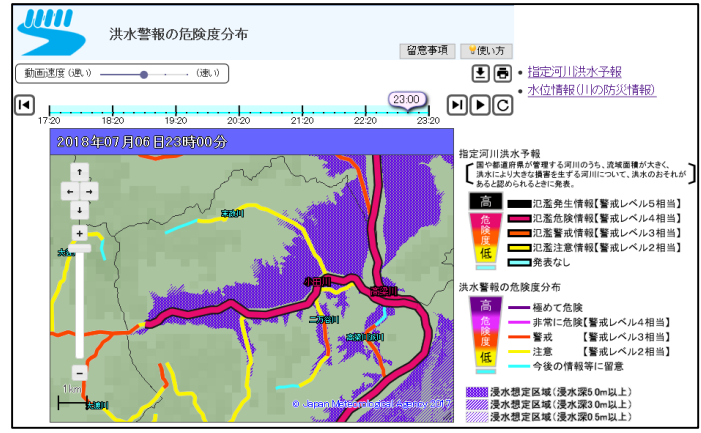
2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善
(水害時の情報入手のしやすさサポート)【取組14】

➤ 気象庁の事例



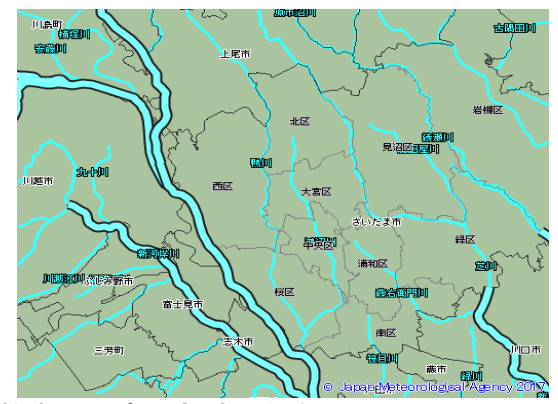
・気象情報、水害・土砂災害情報等を
まとめて確認できるように改善



・「危険度分布」とリスク情報を
重ね合わせて表示



・「危険度分布」の通知サービスの提供



・洪水警報の危険度分布に河川を新たに追加
＜洪水警報の危険度分布における埼玉県鴻沼川の表示例＞

2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

- ・災害時の情報発信における
地元メディアとの協力【取組15】

➤ 三芳町の事例

- ・J:COM東上とJ:COM川越（地元ケーブルテレビ局）のサービスエリア内で、「J:COMチャンネル」を通じて災害時に緊急情報を提供。
- ・テレ玉データ放送を実施。



- ・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への
情報伝達の充実【取組16】

➤ 北本市の事例

- ・電話での連絡を行っている。
- ・H30年度の防災訓練において、情報伝達訓練を行った。

➤ 蕨市の事例

- ・市の職員間での情報共有や安否確認を目的としたシステムを導入し活用している。

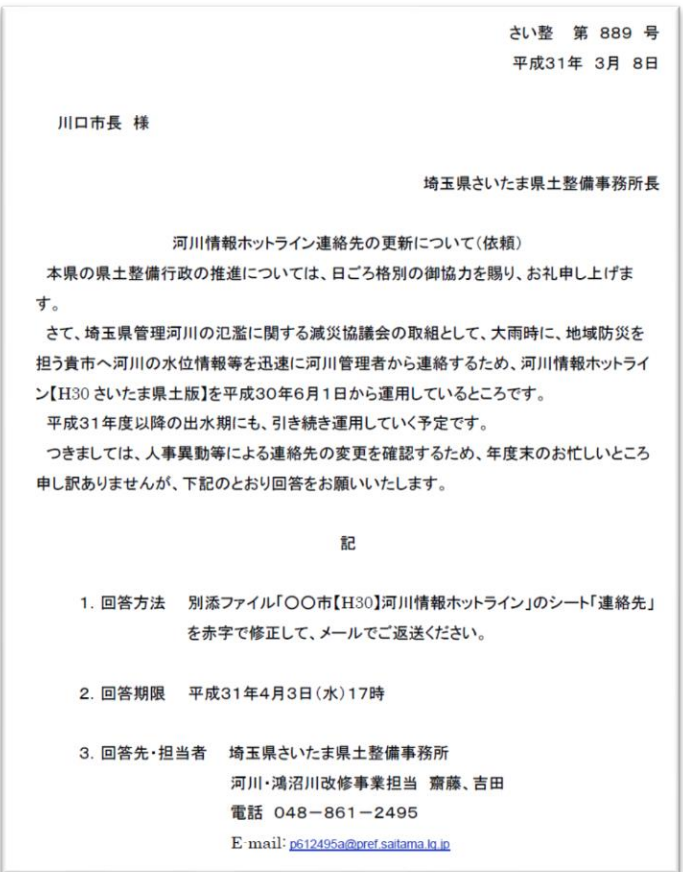
2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

・洪水時における河川管理者からの情報提供等
(ホットラインの構築)【取組17】

・避難訓練等の実施による避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認及び見直し【取組22】

➤ 川口市の事例

・本依頼文に基づいてホットライン連絡先を交換している。



➤ 志木市の事例

・防災訓練を通じて、ハザードマップや
マイタイムラインの紹介等を行い、浸水想定
区域や避難勧告等の判断基準等の確認を随
時実施している。

➤ 鳩山町の事例

・平成31年3月の避難勧告等に関するガイドライ
ンの改定に伴い、避難勧告等判断・伝達マニユ
アルを改定済み。

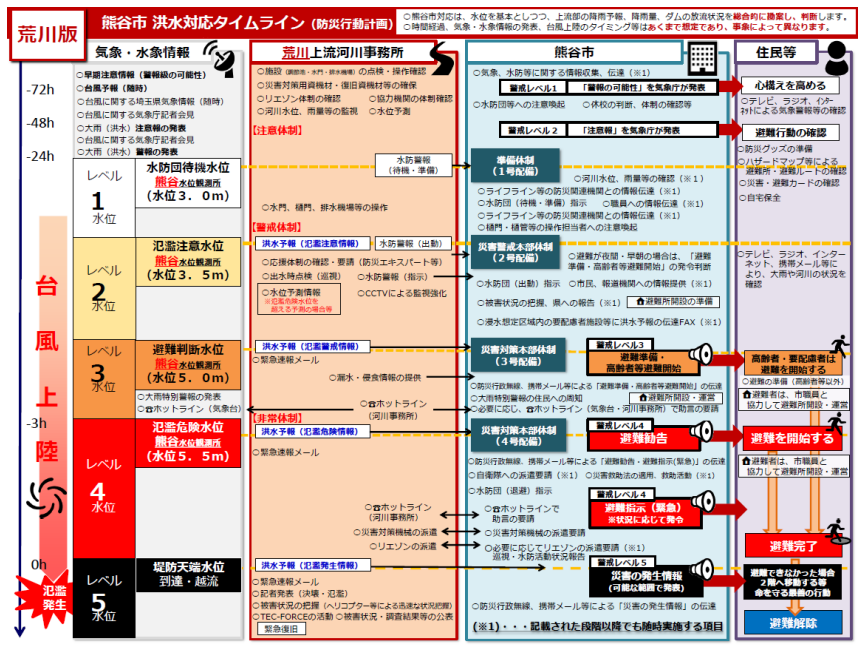


2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

・氾濫流の広域拡散を考慮した越水・破堤後を含めた、避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成【取組20】

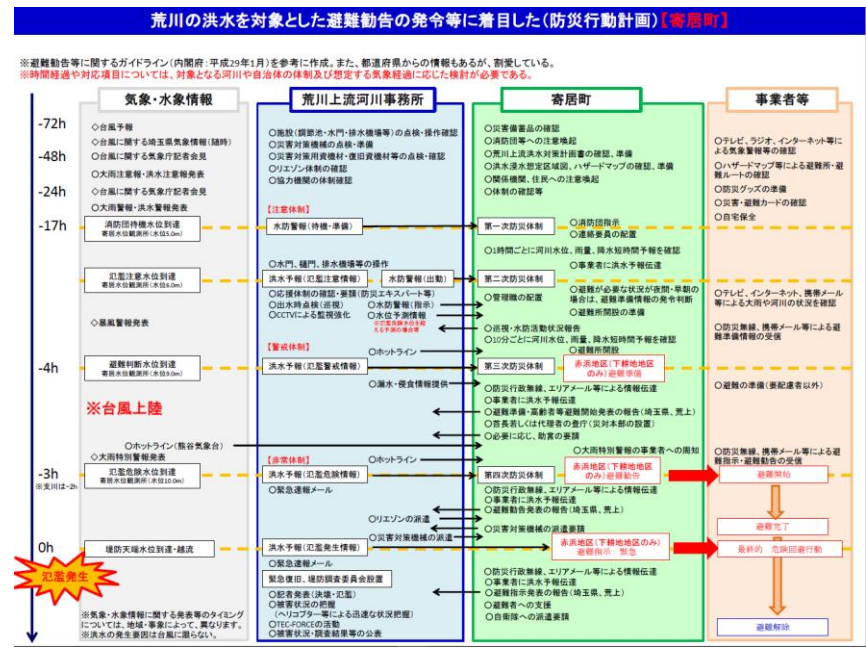
熊谷市の事例

・5段階の警戒レベルを反映したほか、東日本台風の反省を活かし、避難所開設・運営に関して地域住民(避難者)の役割を明記した。



寄居町の事例

・現在作成しているタイムラインは、今後改正していく予定。



2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

・タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練【取組21】

➤ 吉川市の事例

・吉川市が主催する「吉川市減災プロジェクト」では災害時における被害を最小限にとどめ、各関係機関相互及び住民との協力体制の確立に重点を置いて総合的・実践的な訓練を実施。



➤ さいたま市の事例

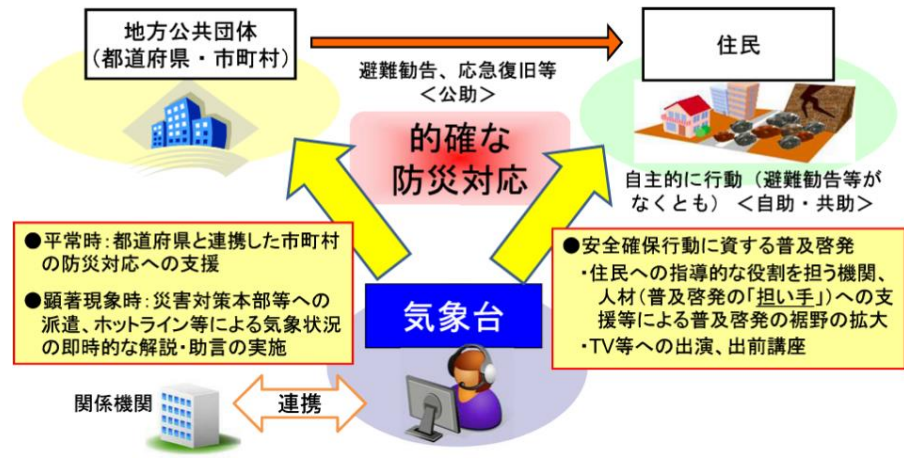
・市長ほか、荒川上流河川事務所、県、自衛隊、警察等が参加する図上訓練の際に、タイムラインを考慮した水害対応方法等を検討する実践的な訓練を実施。

➤ 気象庁の事例

令和元年11月4日、第4回吉川市減災プロジェクト（水害時避難訓練）において首長に対し、気象台長によるホットライン訓練（大雨・洪水警報や記録的短時間大雨情報を発表し、防災上の具体的な警戒事項を伝える）を実施。

防災効果・リテラシー向上のために
取り組むべき事項

防災気象情報がその効果を発揮するためには、防災気象情報の精度や分かりやすさを向上させることはもとより、地方自治体等の防災対応の支援、防災気象情報の的確な活用等に資する普及啓発が重要。気象庁は、関係機関と連携し、防災効果・リテラシー向上のための取組を継続・強化して推進。



2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

- ・想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの作成・周知、訓練等への活用及び優良事例の提供(専門家による支援の実施)【取組25】

➤ 三郷市の事例

- ・H30年度に想定最大規模の水害を対象とした水害ハザードマップを策定した。
- ・職員研修の一環として、ハザードマップを用いた図上訓練を実施。



➤ 川口市の事例

- ・平成30年1月に想定最大規模降雨に対応したハザードマップを掲載した、防災ハンドブックを発刊し全戸配布を行った。
- ・市民・教職員向けにハザードマップを紹介し、活用を促している。



③ 川口市の防災対策

- 1 川口市地域防災計画の策定
共通編・震災対策編・風水害編・資料編
- 2 地震・洪水ハザードマップ(防災本)の作成
首都直下地震、荒川の洪水浸水想定区域図、アプリ
- 3 避難道路の指定
広域避難場所への避難経路の確保を目的として、18路線の県道や市道(延べ31,355m)を指定



2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

・広域避難計画の策定、市町村間の
協定締結【取組26】

➤ 北本市、三芳町、朝霞市、寄居町他で、
近隣市町村間での協定が締結されてい
る。

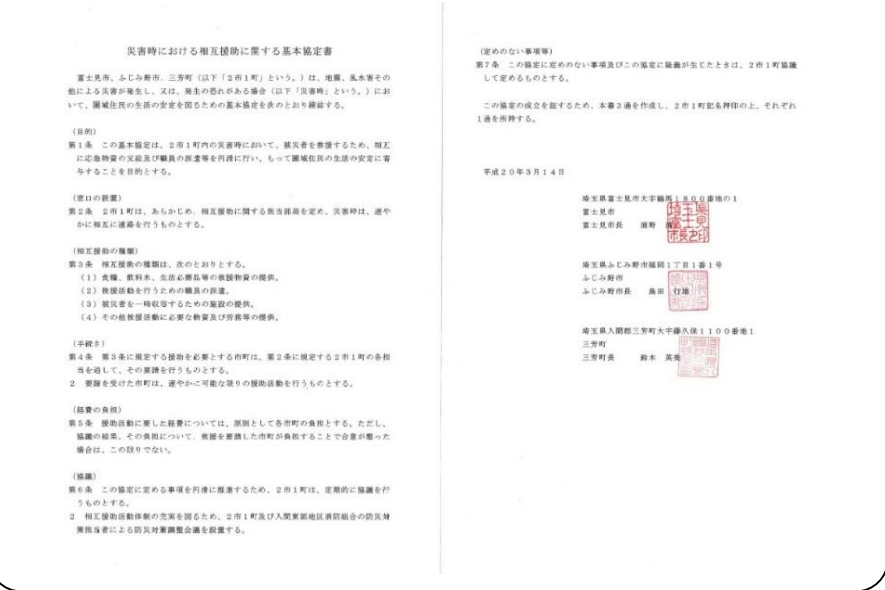
➤ 三芳町の事例
・富士見市、ふじみ野市と協定を締結している。
・近隣市との相互援助協定の他、避難元自治体
の協議依頼に応じ随時検討。

・平常時から住民に水害リスクをわかりやすく伝える
「まるごと、まちごとハザードマップ」の推進及び設置事例や
利活用事例の共有【取組27】

➤ 上尾市の事例
・市内の指定避難所・指
定緊急避難場所に、看
板や案内標識を設置。



➤ 蕨市の事例
・令和2年3月に市内
の電信柱100本に想
定浸水深を示す赤テ
ープ及び避難所等を
表示した掲示物を
取り付けした。

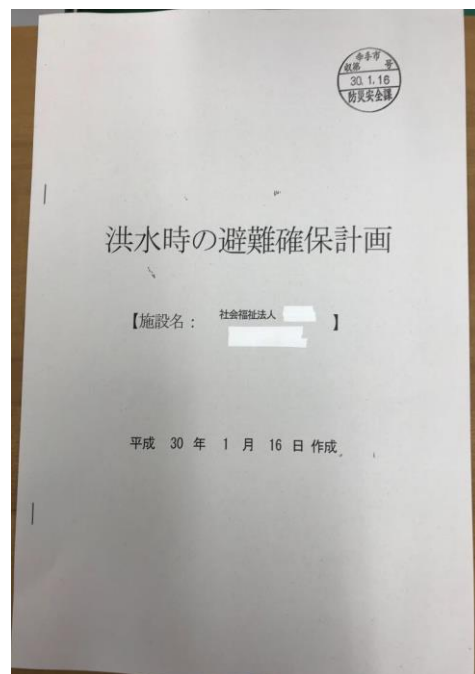


2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

- ・要配慮者利用施設の避難計画の作成
および訓練の支援【取組28】

➤ 幸手市の事例

- ・計画の作成を各施設に依頼(対象施設45施設中16施設提出済み(令和2年5月1日現在))



- ・応急的な退避場所の確保【取組30】

➤ 三郷市の事例

- ・民間企業と協定を締結しており、引き続き退避場所の確保に向けて民間事業者と協議を行う。
- ・平成26年12月12日にコストコホールセールジャパン株式会社と、平成27年2月1日にイケア・ジャパン株式会社と、駐車場及び付帯施設の利用について協定を締結している。

2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

・避難場所の絶対数が不足する地域における既存施設の避難場所としての活用及び
民間施設を活用した事例や調整内容、協定の締結等の情報提供【取組29】

- 指定避難所以外に公民館等と避難場所として活用する(三郷市)。
- 民間施設の駐車場等を一時避難所として利用することに関して協定を締結している(三郷市、熊谷市、朝霞市、志木市)。

➤ 三郷市の事例

・令和元年台風19号の際には、地区センターや青少年ホームを自主避難場所として開設した。(右図)

・平成26年12月12日にコストコホールセールジャパン株式会社と、平成27年2月1日にイケア・ジャパン株式会社と、駐車場及び付帯施設の利用について協定を締結している。



➤ 熊谷市の事例

・避難者が車で押し寄せる可能性がある自主避難所について、近隣のショッピングモールと災害協定を締結し、駐車場使用の協力を得ている。

指定緊急避難場所〔屋外施設〕

災害が発生したり、発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所です。

- 一時避難場所
災害時に、各自、その危険から逃れるための場所[身近な公園など]
- 広域避難場所
地震による大きな火災が発生した場合などの大規模な避難に適した場所（一時避難場所としても利用可）。[大規模な公園・緑地など]

種別	名称	所在地	洪水時			地震時
			荒川	利根川	福川等	
一時避難場所	大幡公園	林沼780-1	-	○	○	○
	ビッグバア駐車場	代1183-2	○	○	○	○
広域避難場所	熊谷スポーツ文化公園*	上川1810	※	※	※	○

* 東部地区および北部地区の広域避難場所 ※ ラグビー場が対象

2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

・避難訓練への地域住民の参加促進【取組31】

➤ 地域全体での防災訓練の実施及び予定をしている(桶川市、志木市、伊奈町、上尾市、蕨市)。

➤ 桶川市の事例

・自主防災組織に役割を設け、地域を巻き込み、参加してもらうよう企画



➤ 伊奈町の事例



➤ 志木市の事例

・令和元年9月28日に避難所となる市内8小学校を会場とした志木市民総合防災訓練を実施
・地域住民は、各訓練会場に参集し、余震が来たことを想定して、全参加者で一斉に行うシェイクアウト訓練等を実施



➤ 上尾市の事例

・地区内に荒川無堤区間(＝重要水防箇所)を擁する「平方上宿地区」の住民を対象に、市主催の「情報伝達・避難訓練」を実施(令和元年8月18日)



2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

- ・高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及び要配慮者利用施設等の避難における地域との連携事例の共有【取組32】

➤ 熊谷市の事例

- ・令和元年6月、ケアマネジャー連絡協議会の研修として、ハザードマップを配付し、ハザードマップの読み方を説明するとともに、熊谷市の水害の危険性、避難する際の注意点について伝えた。
- ・地域包括支援センター熊谷市連絡会で、ハザードマップを配付し、ハザードマップの読み方を説明するとともに、熊谷市の水害の危険性、避難する際の注意点について伝えた。また、対象施設にハザードマップ等を設置するよう依頼した。



➤ ふじみ野市の事例

- ・内水被害発生地域の住民主体によるDIG訓練を平成30年度に実施した。(写真)
- ・令和元年度に民間福祉施設による避難訓練を実施した。



➤ 朝霞市の事例

- ・高齢者サロンや地域包括支援センターの要請に基づき、研修会で災害時の避難行動等について説明を行った。

2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

・水防災に関する説明会の開催【取組35】

➤ 気象庁の事例

- ・「防災メール」により、今後の詳細な予想等の情報提供を、原則一日二回実施。
- ・令和元年5月市町村等の職員を対象に防災気象情報に関する研修会を、埼玉県と共同で実施。その中で気象庁が作成した気象防災ワークショッププログラムについて説明。
- ・令和元年5月22日と8月6日、埼玉県及び熊谷市と連携し、市町村等の防災担当者を対象とした気象防災ワークショップ(中小河川洪水災害編)を各々実施し、防災気象情報の「読み解き」に資する取組みを推進。

気象防災ワークショッププログラムの概要

危険度分布・レベル化情報

危険度	避難行動	避難場所
危険度1	避難行動	避難場所
危険度2	避難行動	避難場所
危険度3	避難行動	避難場所
危険度4	避難行動	避難場所
危険度5	避難行動	避難場所

防災気象情報の理解・活用(読み解き)

内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」に基づく解説

グループワークで災害対応を疑似体験

多様な参加者の間での議論による相互連携の醸成と新たな気づき

ガイドラインを気象状況などに当てはめて具体的に考えることによる実践力の育成

画像：梶岡博氏提供

➤ 鳩山町の事例

- ・自主防災組織等団体要望により随時実施。
- ・令和元年9月10日(火曜日)に「防災講演会」を開催した。

鳩山ニュータウン住民の皆様へ

『防災講演会』のお知らせ

下記の日時で『防災講演会』を開催いたします。『鳩山ニュータウンは自然災害に強い!』
そう言われていますが、果たしてそうでしょうか?高齢化の進むこの町で、私たちが
できること、どのような備えをするべきか、じっくりお聞かせしたいと思います。
町内会会員以外の方も参加できます。皆様の命を守るため、どうか奮ってご参加く
ださい。

記

日 時：9月10日(火曜日) 10時から12時

開場9時30分より

場 所：ふれあいセンター3階 大ホール

定 員：150名 (参加費無料)

演目：地域を守る防災

- 1)「住宅地の火災の恐ろしさ～糸魚川の大火に学ぶ」
西入間消防組合より
- 2)「その時どうする?～地域や自宅の防災対策」
鳩山町役場総務課より
- 3)質疑応答
※防災・減災の心構えについてお話しいただく予定です。
※ご参加の方には非常食のお土産があります!

※資料・お茶を準備いたしますので、お申込みをお願いいたします。各町内会の役員、
または連合会事務所まで、メモまたは電話でご住所・お名前をお知らせください。
郵便受け投函・FAXでも結構です。

【お申込み・お問合せ】
鳩山ニュータウン町内連合会事務所：月・水・金 13時から16時
電話・FAXとも：049-296-3141

2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

・教員を対象とした講習会の実施【取組36】

- 学校向けに避難所運営ゲーム等の貸し出しを行っている(和光市)。
- 災害時に必要となる知識を身に着け、正しい備えをすることで減災対応能力の向上を図るとともに、将来の減災の担い手である生徒に対して減災のための教育指導を行えるようになることを目的とし講習会を行っている(吉川市)。

➤ 吉川市の事例

・講師(災害対策研究会 宮本英治氏)による地震、風雨水害に関する基礎知識や災害への備えについて地域の地図を囲んでの災害図上訓練(DIG)やパワーポイントを活用した市内小中学校教員に対する講義を行った。



➤ 坂戸市の事例

令和元年東日本台風により、避難所開設を行った小学校の教職員を対象とし、県自主防災組織リーダー養成指導員の指導の下、避難所開設の経験を踏まえた避難所運営ゲーム(HUG)を実施した。(令和2年1月20日 三芳野小学校)



2)① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

・小学生、中学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有【取組37】

➤ 行田市の事例

・令和元年度行田市ジュニア・災害ボランティア合同防災研修を実施。

災害時高齢者
生活支援講習



水防災かるた



防災体験



紙食器づくり



➤ 吉川市の事例

・市内の小中学生を対象に「減災教育」を行っている。

災害図上訓練(DIG)



発電機の取り扱い



段ボールベッドの組み立て



➤ ふじみ野市の事例

・総合防災訓練への
市内中学生の参加



2)② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間や重要水防箇所の共同点検【取組40】

➤ 上尾市の事例

- ・市主催「情報伝達・避難訓練」において、上宿地区住民に対し、「荒川に関する講義」や、「避難に関する講義」を実施した。
- ・実地での点検では無いが、既往の浸水の様子等を取り上げ、特に水害リスクが高い区域について地域住民と共有を図った。



地域の建設業者による水防支援体制の
検討・構築【取組43】

- 災害時に応急対応業務に関する協定を締結している(行田市、深谷市)。

➤ 行田市の事例

- ・行田市土木防災協議会と、地震、台風、その他の災害発生時における支援協力協定を締結している。

→協定の主な内容

災害時(地震、風水害等)における、応急対策のための活動を迅速に実施することを目的とし実施するための協力。

➤ 深谷市の事例

深谷市建設業災害対策協力会と、地震、風水害等の災害発生時における支援協力協定を締結している。

→協定の主な内容

災害時(地震、風水害等)における、応急対策のための活動を迅速に実施することを目的とし実施するための協力。

2)② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

・ 水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進及び
具体的な広報の進め方の検討【取組42】

- 成人式式典において消防組合及び消防団と連携・協力し、水防団を兼ねる消防団員のPR・募集活動を実施(ふじみ野市)。
- 水防団を兼ねる消防団について、チラシを作成し広報を行った(川越市)。



ふじみ野市の事例

川越市消防団 団員募集

① 消防団とは？
消防団とは平時はそれぞれの仕事をもち、災害が起こると集合し、災害から国民の生命、身体、財産を守るために活動する人の集団です。身分は特別職の公務員となり、災害時、訓練時等に負傷した際の保障制度などもあります。また、職務に応じた報酬や勤続年数により退職給付金も支給されます。

消防団員の報酬(年齢)

階級	報酬額
団員	69,000円

団員が火災、訓練等の職務に従事する場合の費用弁償

区分	支給単位	金額
警戒、訓練等の場合	1人1回につき	1,000円

このほか勤続年数が5年以上の団員が退職した場合、退職給付金が支給されます。

② どんな人が入団するのか？
消防団には、様々な職業を持った人がいます。自営業、サラリーマン、公務員、学生など職種を問わず川越市に在住、在勤または在学の18才以上の健康な方で自分たちの町を自分たちで守ろうという、使命感を持つ方なら入団できます。

③ 入団するにはどうしたらいいの？
消防団には条例で定められた定員があります。その欠員状況に応じて入団となりますが、年間を通して募集を行っています。また、分団には受け持ちの区域がありますので、川越市消防団ホームページで組織・支持区域または、分団紹介をご覧下さい。
【分団長による面接を実施します。】

●問合せ先●
川越市神明町48番地4 川越地区消防局総務課消防団担当 TEL049-222-0741

●川越市消防団ホームページ●
<http://www.119kawagoechiku.jp/syobodan/kawagoe/index.html>

●川越市消防団で検索も出来ます●

『あなたのやる気待っています!』

私たち 川越市消防団 の活動をご紹介します

訓練

災害発生時

防火・啓発活動

地域との連携

川越市消防団は市民を災害から守るという郷土愛の精神と消防・救助・警戒活動を通じて地域に密着した災害対応組織の役割を担っており、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たしています。

消防団には、様々な職業を持った方がいます。自営業、公務員、サラリーマンなど、職種を問わず、川越市に在住、在勤または、在学の18才以上の健康な方で「自分たちのまちを自分たちで守ろう」という、使命感を持つ方なら誰でも入団できます。
あなたも一緒に消防団活動に参加しませんか！

川越市の事例

2)③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復のための排水活動の取組

- 既存排水施設、排水ポンプ車等を活用した排水作業計画の策定、排水準備計画の作成【取組46】

➤ (独)水資源機構の事例

- 独立行政法人水資源機構は、排水計画支援のため、「災害時における災害対策用機材等の相互融通に関する協定」に基づき、国交省関東地方整備局と相互が保有する災害対策用機材等に係る最新情報の共有を継続している。

災害対策用機材等に係る情報共有の実施

平成28年6月、国土交通省関東地方整備局と独立行政法人水資源機構は「災害時における災害対策用機材等の相互融通に関する協定」を締結しました。

排水計画を支援するため、本協定に基づき相互が保有する災害対策用機材等に係る最新情報の共有を継続しています。

機 材	能 力 (m³/min)	関 東 管 内	中 部 管 内	吉野・筑後管内
ポンプ車	60	利根導水：1台	愛知用水：1台	筑後川下流：1台
ポンプ車	30	千葉用水：1台	豊川用水：1台	香川用水：1台
パッケージポンプ®（PP） クレーン付トラック1台に PP＋発発を1セット搭載	10	利根導水：2セット	愛知用水：2セット	筑後川下流：2セット
		霞ヶ浦用水：2セット	三重用水：2セット	香川用水：2セット
		群馬用水：2セット	木曽川用水：2セット	両筑平野：2セット
送水能力（計）		2.5m³/sec	2.5m³/sec	2.5m³/sec

写真-1 ポンプ車：60 m^3/min （大型自動車）



写真-2 ポンプ車：30 m^3/min （中型8t車）



2)③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復のための排水活動の取組

・排水計画に基づく排水訓練の実施【取組47】

➤ (独)水資源機構の事例

・平成29年12月、平成30年10月及び令和元年11月、独立行政法人水資源機構は排水計画を支援するため、機構が保有する排水ポンプ車等の設営・操作訓練を実施。

排水ポンプ車等設営、操作訓練の実施

平成29年12月、平成30年10月及び令和元年11月、独立行政法人水資源機構は排水作業準備計画を支援するため、機構が保有する排水ポンプ車等の設営・操作訓練を実施しました。この訓練実施により即応できる支援体制を整えています。

【平成30年の訓練状況】



【平成31年の訓練状況】

